

成果指標				
成果指標	例規立案審査システムの利用率			
指標設定の考え方	条例等の制定改廃事務の正確性及び職員の法制執務能力の向上を図るため、条例・規則の制定・改廃における例規立案審査システムの利用率を指標とする。			
区分年度	26年度	27年度	28年度	目標26年度
目標	80	80	0	0
実績	51	56	0	0

自己評価				
自己評価 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5	A
		市民ニーズへの対応	4	
		市の関与の妥当性	5	
	有効性	事業の効果	4	B
		成果向上の可能性	4	
		施策への貢献度	4	
	効率性	手段の最適性	4	B
		コスト効率	3	
		受益者負担の適正	3	
課題認識	今年度は番号法、行政不服審査法の制度改正に伴う例規への影響が多かったため支援委託を行ったため事業費が増大した。地方自治、権限委譲の推進による法制執務の役割は重要になっているため、法制執務担当職員以外の個々の職員についてスキルアップを推進していく必要がある。			

一次評価				
一次評価 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5	A
		市民ニーズへの対応	4	
		市の関与の妥当性	5	
	有効性	事業の効果	4	B
		成果向上の可能性	4	
		施策への貢献度	4	
	効率性	手段の最適性	4	B
		コスト効率	3	
		受益者負担の適正	3	
課題認識	地方分権、権限移譲の推進、さらには、社会福祉の充実を図るための新たな制度の創設等に伴い、自治体における法制執務の役割、重要度が増している。文書取扱主任会議において、文書取扱主任のほか、新規採用職員等も呼びかけ、文書作成の基礎知識、例規システムの操作方法等を研修させ、さらに職員のスキルアップを推進する必要がある。			

二次評価	
二次評価 (所属部長)	一次評価結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。
意見、課題	担当課において、国の法律改正に伴う条例改正等の必要性を把握する時期が遅れる事例が発生しており、職員の例規整備に関する意識を高める必要がある。

行政評価委員会の答申

外部評価
(行政評価委員会)

経営者会議の最終判断

事業の方向性

下記の点を見直しの上、継続する。

意見、課題

二次評価の内容を踏まえ見直すこと。